



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
: 食品表示基準次長通知、Q&Aの改正について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第11講 追補  
: 原産国について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える  
: 内容量「約〇g」等の表示について

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「食品表示基準について(いわゆる「表示基準次長通知」)」が2024年3月28日に改正され、主にアレルギーの推奨表示等が修正されています。

＜34次改正＞（令和6年3月28日消食表第189号）

また、同日に食品表示基準Q&Aも改正されています。

＜18次改正＞（令和6年3月28日消食表第190号）

## 改正箇所の概要

■推奨表示のアレルギー(特定原材料に準ずるもの)の「まつたけ」が削除され、「マカダミアナッツ」が加わりました。

代替表記には英語読みの「マカデミアナッツ」が記載されています。

## 新設

(D-18) 特定原材料に準ずるものの「マカダミアナッツ」の範囲を教えてください。

(答)

「マカダミアナッツ」は、日本標準商品分類において個別の殻果類として分類されておらず、「他に分類されない殻果類」に該当します。「マカダミアナッツ」はヤマモガシ科マカダミア属に属するもので、品種は主に、インテグリフォリア種、テトラフィラ種及びそのハイブリッド種があり、これらが対象となります。

また、マカダミアナッツオイル、マカダミアナッツミルク等もアレルギーとなるので注意が必要です。

消費者庁HPの食品表示法等(法令及び一元化情報)の情報から作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

#### 《第1編 加工食品》

#### 第11講 原産国 【追補】

#### ■実質的な変更と加工行為

製品の輸入品は輸入通関書類のインボイスに基づき輸入先の原産国名を表示します。また、輸入品を国内で更に2次加工や2次製造した場合はどちらの国で製造されたか判断する必要があります。この場合、関税法は「実質的な変更をもたらす行為」をした国を原産国としています。関税法における加工工程基準の考えに基づき食品表示法や景品表示法も同様に運用されています。従って、関税法施行規則第1条の7(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)や景品表示法の「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準や、原産国の定義に関する運用細則に記載されている内容はそのまま食品表示基準の実質的な変更の内容に含まれると考えてよいと思います。

なお、関税法施行規則には次のように記載されています。

1の国又は地域において、その原料に実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品(関税法施行令第4条の2第4項第2号(特例申告書の記載事項等))に規定する財務省令で定める加工又は製造は、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品(一の国又は地域において生産された前条各号に掲げる物品及びこの条に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品)の単なる混合、等を除く(関税法施行規則第1条の7)。

ここで、「実質的な変更をもたらす行為」は、加工食品の加工行為と行為において酷似しています。ただし、両者は目的が異なりますので別の概念と理解してください。前者の行為の範囲は加工行為より少し広い範囲となっています。別紙の図をご覧ください。両者は目的が異なり、一括表示で輸入者表示でなく、製造者や加工者であっても実質的な変更が国内でなければ輸入した原産国名を表示することになります。

以上

※続きはPage 2-2(会員)で記載しています。

Q

内容量を個数表示で記載してある商品において、当該商品の一括表示や栄養成分表示の枠外に、内容量の説明や栄養成分の食品単位の補足事項で、「約〇g」や「標準〇g」などと表示した場合に、量目公差（許容誤差）や正確計量の基準（目安）を守らなければいけませんか。

（加工ー108）1個の重量に多少のバラツキがある食品について、食品単位当たりを「1個（△g）当たり」と表示する場合、栄養成分表示の枠外に食品単位の重量がばらつく旨の補足を追記することは可能ですか。

（答）

栄養成分表示の枠外に食品単位の補足事項を任意で追記することは可能です。

【表示例】

「1個の重量にばらつきがありますが、表示値は△g の場合の値です。」

「1個の重量は、〇～〇g です。」等

[＜食品表示基準Q&A 抜粋＞](#)



A

■ 食品に栄養成分表示として「1包装（標準〇g）当たり」のように表示する場合の（標準〇g）の表示をすることは問題ありません。当該（標準〇g）の表示には計量法の量目公差は適用されません。

ただし、上記の【表示例】のように、それ以外の任意表示や補足事項で約や目安等が記載されてあっても、内容量を「g」等の法定計量単位で表示する場合は、この△gや〇gの数値に対し計量法の量目公差や正確計量の基準が適用されます。

経済産業省HPから作成

※ 解説はPage 3-2（会員）で記載しています。

# A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2024年(令和6年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

## 月刊 こう食品法令 【2024年 3月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。